

塩 尻 市 下 水 排 除 基 準

対象事業場		特定事業場			その他の事業場	
		500m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日以上 500m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日未満		
下 水 道 法 施 行 令 に よ り 定 め て い る も の	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03	0.03	0.03	0.03	
	シアン化合物 (mg/L)	0.5	0.5(1)	0.5(1)	0.5(1)	
	有機燐化合物 (mg/L)	1	1	1	1	
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2	
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	
	水銀, アルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/L)	0.003	0.003(0.005)	0.003(0.005)	0.003(0.005)	
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素 (mg/L)	0.02	0.02	0.02	0.02	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04	0.04	0.04	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1	1	1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4	0.4	0.4	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3	3	3	3	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02	0.02	0.02	0.02	
	チウラム (mg/L)	0.06	0.06	0.06	0.06	
	シマジン (mg/L)	0.03	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ (mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	10	10	10	10	
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8	8	8	8	
1,4ジオキサン (mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5		
フェノール類 (mg/L)	5	5	5	5		
銅及びその化合物 (mg/L)	3[2]	3	3	3		
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2	2	2	2		
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10	10	10	10		
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10	10	10	10		
クロム及びその化合物 (mg/L)	2[1]	2	2	2		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	10	10		
塩 尻 市 条 例 で 定 め て い る も の	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380	380	380	380	
	水素イオン濃度 (pH)	5~9	5~9	5~9[5.8~8.6]	5~9	
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	600	600	600	600	
	浮遊物質 (mg/L)	600	600	600	600	
	ノルマルヘキサン	鉛油類 (mg/L)	5	5	5	5
	抽出物質含有量	動植物油脂類 (mg/L)	30	30	30	30
	温度 (°C)		45	45	45	45
	沃素消費量 (mg/L)		220	220	220	220

・ ( ) 内の数値は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている排水量500m<sup>3</sup>/日未満の工場、事業場に係る排出水に適用されます

・ [ ] 内の数値は、水質汚濁防止法施行令別表1の26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる特定施設を有する工場又は事業場に適用されます。

・ 太字は(緑色)は、直罰対象の排除基準を示す。